

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

新発田市長 様

年 月 日

申請者（保護者）氏名 印

次のとおり、施設等利用給付に係る認定を申請します。

※自署の場合は印は不要です。

申請児童	ふりがな			認定希望日（施設利用開始日）	年 月 日		個人番号(マイナンバー)
	氏名			現住所 <small>申請者と異なる場合のみ記載</small>	〒		
保護者	申請児童との続柄	居住地	〒	生年月日	年 月 日	性別	男・女
				連絡先 ※連絡の取れる順に記入してください。			
		①		父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②		父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()
				個人番号(マイナンバー)			

利用（予定含む）する幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学付属幼稚園）、特別支援学校幼稚部を記入してください。

ふりがな			所在地	〒	市 ()
施設名			利用開始予定日	年 月 日	

【同意事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことについて、同意します。

申請者（保護者）氏名

印

※自署の場合は印は不要です。

委任状	施設等利用給付認定に伴い、個人番号の提供を下記の者を代理人に定め委任します。		
	代理人（受任者）	住所	氏名
	申請者（委任者）	住所	氏名 印

受付者記入欄

受付年月日	年 月 日	受付施設名	
個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> なし		

市記載欄

認定の可否	認定区分	保育を必要とする理由
可・否(否とする理由)	<input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	父 () 母 () その他 続柄： ()
認定者番号	認定年月日	認定開始日
	年 月 日	年 月 日